

平成29年 第9回美瑛町農業委員会総会 議 事 録

1 会 議 名	平成29年 第9回 美瑛町農業委員会総会			
2 会 議 の 日 時	平成29年10月2日午前9時53分～午前10時39分			
3 会 議 の 場 所	役場4階 委員会室			
4 会議の出席委員 (15名)	1 番	森 平 敏 文	2 番	古 川 勝 義
	3 番	谷 本 憲 一	4 番	上 村 昌 規
	5 番	佐 藤 千 代 志	6 番	鈴 木 義 満
	7 番	打 田 佳 史	8 番	福 家 敏 春
	9 番	平 間 初 美	10 番	浦 島 規 生
	11 番	荒 川 博 彦	12 番	斉 藤 幸 一
	13 番	谷 口 学	14 番	只 野 透
	15 番	川 崎 章 道		
5 欠席委員 (名)				
6 議事日程	<p>日程第1 総会会期の決定について</p> <p>日程第2 議事録署名委員の指名について</p> <p>日程第3 諸般の報告について</p> <p>日程第4 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について</p> <p>日程第5 議案第1号 土地の現況証明願書の交付について</p> <p>日程第6 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について (所有権移転)</p> <p>日程第7 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について (使用貸借)</p> <p>日程第8 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について</p> <p>日程第9 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について (使用貸借)</p> <p>日程第10 議案第6号 農用地利用集積計画 (案) について (平成29年10月5日公告予定分)</p> <p>日程第11 議案第7号 農用地の買入協議に係る要請について</p> <p>日程第12 協議案第1号 公共事業で発生する残土処分地の選定に係る事前協議について</p>			
7 事 務 局	事務局長 川 合 実智代 係 長 佐 藤 文 紀 主 任 石 橋 明 奈			

開 会 宣 告

○事務局長 ただいまから、平成29年第9回美瑛町農業委員会総会を開会いたします。本日の会議の出席委員は15名で、会議規則第7条の規定による過半数を満たしており、本総会は成立していることを報告いたします。

なお浦島委員からは、欠席の届け出はありませんが、後刻出席されることと思います。

これより、町民憲章の朗唱を行います。ご起立願います。

美瑛町町民憲章。私たちは美瑛町の町民であることに誇りと責任を感じ、この憲章を掲げてその実践に努めましょう。

一つ、心も体も健やかに立派につとめをはたしましょう。

一つ、互いにむつみ話し合い、楽しい家庭をつくりましょう。

一つ、決まりを守り助け合い、明るい社会をつくりましょう。

一つ、自然を愛し文化を高め、豊かな郷土をつくりましょう。

○事務局長 開会にあたり、会長よりご挨拶を申し上げます。

○川崎会長 皆さんおはようございます。もう今日は10月2日ということで、収穫の真最中なわけでございますけれども、前回9月の総会以降、長雨、あるいは強風等によりまして、相当仕事も順調でないのではないのかとそんなふうに思いますし、9月の18日の日でしたか。台風18号による強風によりまして、美瑛町全域とまではいきませんが、一部の地域には相当被害が出たと。委員の皆さんの中にも、被害に遭われた方がおられるわけですが、収穫を控えての災害ということで、気落ちをしている面も多少あるかと思っておりますけれども、どうか気落ちをせず、前向きに取り組んで秋の収穫を迎えていただければと、そんなふうに思うところでございます。

また、世の中は何があるか分かりませんが、安倍首相が、何か訳のわからない国会解散ということで、野党も相当反発していましたが、ここへ来て、民進党が、希望の等と合流してやるというような感じで、本当に、我々田舎の農家が、声を大にして話す事はありませんけれども、本当に今、日本の政治家が、日本のことを思ってやってくれているのかなど。特に農業問題も含めてですね、本当に、どうあるべきか問われているんじゃないかと思っておりますけれども、何といたしても、やはり我々は一生産者ですから、おいしいもの、そして安全なものを、そして安価で、消費者に届けるという理念のもとに、日本の食料を守るんだと。国の政治に左右されない、そういう農業を選択していかなければならないのかなとそんなふうに思いますし、やはり、高齢化の中で、新規就農者も含めて、新しい血を入れていただいて、美瑛の農業を守っていかなければならないのかなと。そういう意味では農業委員さんにおかれましても、ぜひ地域で、そういう形で取り組んでいただければと、思うところでございます。

何といたしても、残り一月ちょっとの収穫でございます。

町HP公開用

昨年みたいなですね、雪が降ってもう融けないというようなことがないような、秋であってほしいなということを願いながら、ケガあるいは病気等で体を壊さないように、くれぐれも注意して、今秋の収穫に取り組んでいただければと強く願うところでございます。

大変簡単ですけれども、第9回の総会に当たりましてご挨拶とさせていただきます。本日はよろしく願いいたします。

○事務局長 それでは、会議規則第4条の規定により、議事の進行は川崎会長をお願いいたします。

○議 長 これより、会議を開きます。本日の議事日程は印刷物で配布のとおりです。

○議 長 日程第1、総会会期の決定についての件を議題とします。本総会の会期は、本日1日限りにしたいと思います。ご異議ありませんか。

【なしの声】

○議 長 異議なしと認めます。本日の総会の会期は、本日1日限りに決定いたしました。

○議 長 日程第2、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は会議規則第14条第2項の規定により、4番、上村委員。10番、浦島委員を指名いたします。

○議 長 日程第3、諸般の報告を行います。事務局から報告をお願いします。

○事務局長 諸般の報告をいたします。
1番、9月1日、平成29年第8回美瑛町農業委員会総会を開催し、会長他14委員が出席しております。
2番、9月15日、第46回開拓記念式典が開催され、会長、職務代理他5委員が出席しております。
3番、9月21日、22日、第6回、美瑛町議会定例会が役場4階において開催され、会長が出席いたしました。
以上です。

○議 長 これで諸般の報告を終わります。

○議 長 日程第4、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局から報告をお願いします。

○事務局 報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知につい

て。

農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借の合意解約通知のあった、貸主 ○○○○、借主 □□□□さんについて、同法第18条第6項の規定に該当するので報告するものです。

番号1番、土地の表示字名、○○○○、地番△△△-△△、5万3,150㎡につきましては、貸主 ○○○○から借主 □□□□さんへの基盤強化法による賃貸借でしたが、9月7日付けで合意解約です。こちらの土地については、後ほど議案第6号にて賃貸借の申請上がってきております。

以上で説明を終わります。

○議 長 ただいまの報告第1号について、発言のある方は挙手願います。

○議 長 発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

○議 長 日程第5、議案第1号、土地の現況証明願書の交付についての件を議題とします。
議案第1号について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、土地の現況証明願書の交付について。
農地法関係事務処理要領の規定に基づき、土地の現況証明願書の提出のあった○○○○さんの証明書交付の可否について、次のとおり審議を求めるものです。

番号1番、土地の表示字名、○○○○、地番△△△-△、地目、登記簿 田、現況 非農地、面積348㎡です。土地所有者、○○○○さん。申請人、□□□□さん。農振農用地区域外、都市計画区域内、第2種中高層住居専用地域です。

この土地につきましては、平成9年頃まで、田の利用でしたが、現在は農地としての利用はなく、地目変更登記の申請を予定するものであります。

以上で説明を終わります。

○議 長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員であります、●●●委員の補足説明をお願いします。

○●●委員 ただいま事務局のほうから説明のあったとおりでございます。この場所につきましては、前回も、確認いたしました両隣ということで、都市計画区域ということでもありますので、何ら問題ないと考えておりますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○議 長 ありがとうございました。
議案第1号について、現地調査の結果を古川班長よりお願い

いたします。

○古川班長 今の担当委員さんの方から、お話があったとおりでございますので、そういうことで問題なしと判断させていただきました。以上です。

○議 長 ありがとうございます。

○議 長 これより、議案第1号について、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議 長 それでは採決いたします。議案第1号について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 日程第6、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転の件を議題とします。議案第2号について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転。農地法第3条の規定による農地の所有権移転申請のあった、譲渡人 ○○○○さん、譲受人 □□□□の許可の可否について、審議を求めるものです。

番号1番、土地の表示字名、○○○○、地番△△△-△他3筆、面積1万5,007㎡につきましては、譲渡人 ○○○○さんから、譲受人 □□□□への売買による所有権移転申請です。申請箇所はJR美瑛駅から北東に約△kmの箇所で、権利移転の理由は、譲渡人は当該農地処分のため譲受人に売り渡したい。譲受人は上記理由につき、承認願いますとのこと。価格は△△△万円で10a当り△△万円です。詳細につきましては、議案の3頁をご確認ください。

本件は、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、要件を全て満たしていると思われ。機械、労働力、技術、通作距離などを見ても問題ないこと。農業委員会が定める別段面積を超えていることから、要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

○議 長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員であります●●委

員の補足説明をお願いいたします。

- 委員 ただいま事務局から報告のとおりです。
□□□□と○○○○さんとは、隣接地のためやむを得ないと考えます。□□□□、社長の○○○○君は、一昨年、体調を崩され、どうなることか非常に心配をしておりましたが、少しずつ回復して、現在は従業員の皆さんと力を合わせて頑張っているところです。よろしくご審議のほどお願いいたします。

- 議 長 ありがとうございます。これより、議案第2号について、質疑に入ります。
発言のある方は挙手願います。

【なしの声】

- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

- 議 長 それでは採決いたします。議案第2号についての件を、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

- 議 長 日程第7、議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について、使用貸借の件を議題とします。
議案第3号について、事務局から説明をお願いします。

- 事務局 議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について、使用貸借。

農地法第3条の規定による農地の使用貸借権設定申請のあった、貸主 ○○○○さん、借主 □□□□さんの許可の可否について審議を求めるものです。

土地の表示字名、○○○○、地番△△△-△他44筆、面積42万5,760㎡につきましては、貸主 ○○○○さんから、借主 □□□□さんへの使用貸借権設定申請です。申請箇所はJR美瑛駅から南西△kmの箇所で、使用貸借権設定の理由は、貸主は後継者である借主へ使用貸借したい、借主は自己の営農確立させるため、借り受けしたいとのことです。詳細につきましては、議案4頁から5頁をご確認ください。

本件は、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、要件を全て満たしていると思われまます。機械、労働力、技術、通作距離などを見ても問題ないこと。農業委員会が定める別段面積を超えていることから、要件を満たしております。

以上で説明終わります。

○議 長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員であります●●委員からの補足説明をお願いします。

○●●委員 ただいま事務局の説明のあったとおりでございます。
□□□□さんは、地域の活動にも積極的に参加され、大変実直な性格で周りからも信頼され、農業経営の方でも規模拡大を順調に進めている青年ですので、何ら問題ないと思いますので、どうかご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

○議 長 ありがとうございます。これより、議案第3号について質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議 長 それでは採決いたします。議案第3号について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 日程第8、議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請について、の件を議題とします。
議案第4号について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請について。
農地法第4条の規定による農地の転用許可申請のあった、○○○さんの許可の可否について、審議を求めるものです。
字名、○○○○、地番△△△-△のうち、地目、登記簿現況ともに田。面積は176㎡。申請箇所はJR美瑛駅から北東に約△kmの箇所で、土地所有者 ○○○○さんによる格納庫建設のための転用許可申請です。申請地は、町が定める農業振興地域整備計画において指定される農振内農用地ですが、農林課にて用途変更済みであり、また都市計画区域外となっております。
農用地の転用は原則不許可ですが、格納庫の建設に伴う転用であるため、農地法第4条第6項に該当する農業用施設用地にて設置する農業用施設に該当し、農振法第8条第4項に規定する、農用地利用計画において指定された用途に該当するため、許可することができるとされており、転用はやむを得ないと認められます。詳細につきましては、議案6頁をご確認ください。
以上で説明を終わります。

○議 長 ただいまの説明に関連して地区担当委員であります、●●委

員からの補足説明をお願いいたします。

○●●委員 ただいま事務局から報告のとおりです。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議 長 ありがとうございます。議案第4号について、現地調査の結果を古川班長よりお願いいたします。

○古川班長 今、担当委員さんの方から、ご説明があったとおりですけれども、農業を辞めるに当たりまして、きちんと整理したいということで、それから、売りたいということですので、何ら問題はないと思いますので、よろしくお願いいたします。
以上です。

○議 長 これより、議案第4号について、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議 長 それでは採決いたします。議案第4号についての件を、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 次に、日程第9、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請について、使用貸借についての件を議題とします。
議案第5号について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請について、使用貸借。

農地法第5条の規定による農地の転用許可申請のあった、貸主 ○○○○さん、借主 □□□□の許可の可否について審議を求めるものです。

番号1番、字名○○○○、地番△△△-△のうち、地目、登記簿田、現況畑、面積は919㎡、申請箇所はJR美瑛駅から南に約△kmの箇所で、土地所有者 ○○○○さん、転用計画者□□□□による育成牛舎建設のための使用貸借権設定による転用許可申請です。申請地は町が定める農業振興地域整備計画において指定される農振農用地内ですが、農林課にて用途変更手続中であり、また都市計画区域外となっております。

農用地の転用は原則不許可ですが、育成牛舎建設に伴う転用であるため、農地法第5条第2項のただし書きに該当する農振

町HP公開用

内の農業用施設用地にて設置する農業用施設に該当し、農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において、指定された用途に該当するため許可することができるとされており、転用はやむを得ないと認められます。詳細につきましては、議案7頁を確認ください。

なお、借主の□□□□は新設農地所有適格法人で、5カ年の営農計画書及び定款等を添付しております。○○○○さんの○○の○○○○さんの出資で、設立された法人です。法人の要件、形態要件 合同会社、事業要件 農業経営、構成員要件 常時従事150日以上出資者過半、業務執行役員要件 常時従事150日以上役員等過半、農作業従事要件 1人以上年間60日以上の作業従事、といずれも満たしていると思われま

す。以上で説明を終わります。

○議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員であります●●委員からの補足説明をお願いします。

○●●委員 はい、ただいま○○さんのことにつきましては、事務局から説明がありましたとおりでございます。今回、新規法人を立ち上げ、□□□□という合同会社を設立されました。○○○○さんのですね、○○さんが代表となっております。育成牛舎を建設したいという申請が出ておりました。内容につきましては、事務局の説明のとおりですし、5カ年計画も提出されております。

問題はないかと思っておりますので、審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。議案第5号について、現地調査の結果を古川班長よりお願いいたします。

○古川班長 今回の担当農業委員の方から、説明のあったとおりです。新しい法人を立ち上げて、やっていきたいという5ヶ年計画も出ております。

結果、問題ないと判断しました。

○議長 ありがとうございます。
これより、議案第5号について、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

【なしの声】

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
それでは採決いたします。議案第5号についての件を、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

- 議長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議長 日程第10、議案第6号、農用地利用集積計画案について、平成29年10月5日公告予定分の件を議題とします。
番号1番から番号6番については、一括して審議いたしますので、事務局の説明をお願いします。
- 事務局 議案第6号、農用地利用集積計画案について、平成29年第8回、平成29年10月5日公告予定分です。
○○○○さん他5件から利用権の設定等、所有権の移転3件、賃貸借3件について申し出がありましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農用地利用集積計画案について審議をお願いいたします。
番号1番、○○○○さんから、□□□□さんへの売買畑1筆、511㎡。売買価格は△△万円で、10a当り△万円です。こちらは、現在□□さんが耕作している土地の隣接地であり、一体として耕作するため、売買するものです。
番号2番、○○○○さんから、□□□□さんへの売買畑16筆、計17万316㎡、売買価格は△△万円で10a当り△万円です。こちらは○○さんが以前経営しておりました、□□□□へ使用貸借していた農地ですが、法人を離れたこと、離れ地であり耕作条件が良くないことから、ほかの買い手を探していたところ、□□さんが草地として使用したいとのことで、売買するものです。
次に番号3番、○○さんから、□□□□さんへの売買、畑1筆、1,940㎡、売買価格は△万円で、10a当り△万円です。こちらは番号2番で売買する農地に食い込む形で位置しており、一体として使用することから、併せて売買するものです。
番号4番、○○○○から、□□□□さんへの賃貸借。畑22筆、計16万6,768㎡。賃料は△△万円で10a当り、△千円です。賃貸借期間は5年間です。こちらは賃貸借期間の満了に伴い、期間更新するものです。また、同じく賃貸借期間満了となる隣地について、別人が賃貸借を受けていましたが、借主が離農の意向であることから、併せて借り受けるものです。
番号5番、○○○○さんから、□□□□さんへの賃貸借、畑7筆、計5万116㎡。賃料は△△万円で、10a当り△千円です。賃貸借期間は6年間です。こちらは、貸主が○○○町で営農しており、離れ地であるため、借主を捜していたところ、□□さんが借り受けを希望したものです。
番号6番、○○○○から□□□□さんへ、畑1筆、5万3,150㎡、賃料は△△万円で、10a当り△千円です。こちらは、報告第1号にて合意解約の通知があった農地ですが、経営移譲のため、○○○○さんから□□□□さんへ、受け手を変更するものです。保有合理化事業による契約期間5年間の残期間を受けるため、平成32年11月5日までとなっています。
以上、利用権の設定をするもの、6件4名2法人、利用権の

町HP公開用

設定を受けるもの、6件、5名、畑48筆、計44万2,801㎡です。

以上で説明終わります。

- 議 長 これより、議案第6号、番号1番から6番について質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

【なしの声】

- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
それでは採決いたします。議案第6号、番号1番から番号6番までについて、原案どおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

- 議 長 日程第11、議案第7号、農用地の買入協議に係る要請についての件を議題とします。

議案第7号、番号1番から6番については、一括して審議いたしますので、事務局の説明をお願いします。

- 事務局 議案第7号、農用地の買入協議に係る要請について。

農業経営基盤強化促進法第15条第1項に基づき、所有権移転に係るあっせんの申し出があった○○○○さん他5件の農用地について、公益財団法人北海道農業公社による買入が特に必要と認められますので、同法第16条第2項に基づき、美瑛町から土地所有者に対して、当公社が買入れの協議を行う旨の通知をされるよう、同法第16条第1項の規定に基づき、美瑛町に要請するため審議をお願いいたします。

なお、本日この要請が決定されますと、農業委員会から美瑛町長に要請を行い、要請を受けた町が基本構想を基に、申出者と公社に買入協議の通知をすることとなります。また、今後の手続につきましては、土地所有者が町から買入協議の通知を受けてから、3週間の間に入入協議を行うこととなります。この協議が成立した場合、次回総会以降において、土地所有者から公社への所有権移転に関する審議をいただき、そこで了承されましたら、登記手続を農業委員会で行います。その後公社と認定農業者との間で、5年間の賃貸借を行うこととなります。

1番、申出者は○○○○さん。農用地は○○○○△△△-△他1筆、計2筆28,812㎡。申出年月日は、平成29年9月19日で借り受け予定者は□□□□さんです。

2番、申出者は、○○○○さん。農用地は、○○○○△△△-△他1筆、計2筆、1万3,303㎡。申出年月日は平成29年9月19日で、借り受け予定者は、□□□□さんです。

町HP公開用

3番、申出者は、〇〇〇〇さん、農用地は〇〇〇〇△△△-△他2筆、計3筆、2万7,329㎡。こちらは〇〇〇〇さんより相続した農地です。申出年月日は平成29年9月19日で、借り受け予定者は、□□□□さんです。

4番、申出者は、〇〇〇〇さん。農用地は〇〇〇〇△△△-△他13筆、計14筆、6万7,711.98㎡。こちらは〇〇〇〇さんより相続した農地です。申出年月日は平成29年9月19日で、借り受け予定者は、□□□□さんです。

5番、申出者は、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん共有地です。農用地は、〇〇〇〇△△△-△他18筆、計19筆、11万2,133㎡。4番と同じく〇〇〇〇さんより相続した農地です。申出年月日は平成29年9月19日で、借り受け予定者は、4番と同じく□□□□さんです。

6番、申出者は〇〇〇〇さん、農用地は〇〇〇〇△△△-△他17筆、計18筆、7万8,479.7㎡。申出年月日は平成29年9月19日で、借り受け予定者は、□□□□さんです。

以上6件です。今回、審議をいただく案件につきましては、買入協議が成立しますと、次回11月の総会で集積計画にて、公社へ売買され、1月の総会以降に認定農業者の方への貸し付けが始まる予定となっております。

以上で説明を終わります。

○議 長 これより、議案第7号、番号1番から6番について、発言のある方は挙手願います。

【なしの声】

○議 長 なしと認めます。これで終わります。
それでは採決いたします。議案第7号、番号1番から6番について、提案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 日程第9協議案第1号、公共事業で発生する残土処分地の選定に係る事前協議についての件を議題とします。
協議案第1号について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 協議案第1号、公共事業で発生する残土処分地の選定に係る事前協議について。

公共事業で発生する残土処分地の選定について、美瑛町長から次のとおり事前協議が提出されているので、協議を求めるものです。

番号1番、字名、〇〇〇〇、地番△△△-△、地目、登記簿、現況ともに畑。面積は1,878㎡です。土地所有者、〇〇〇

○さん。利用目的は、農地の嵩上げをしたいとのことです。

続きまして番号2番。字名、○○○○、地番△△△-△及び△△△-△。地目、登記簿現況ともに畑。面積は4,000㎡です。土地所有者、○○○○。賃借人 □□□□さん。利用目的は、農地の嵩上げをしたいとのことです。どちらの案件も残土投入後、農地として利用する意向があるため、問題ないと思われま

す。

○議 長 ただいまの説明に関連して、本来は地区担当委員であります●●委員から補足説明をお願いするところですが、美瑛町農業委員会会議規則第11条により、上村委員が議事に参与できないため、隣接地区の●●委員より補足説明をお願いします。

○●●委員 ●●委員が直接の案件ですので、私のほうから説明させていただきます。ただいま事務局のほうから説明があったとおりです。近くの公共道路の拡張に伴い、発生した残土を畑の角地に入れ、嵩上げしたいということです。本日現地確認もして、何ら問題はないと思いますので、審議のほどよろしく願いいたします。

○議 長 ありがとうございます。協議案第1号、番号1番と番号2番について、現地調査の結果を古川班長よりお願いいたします。

○古川班長 現状見ますと、低地になっておりまして、そのところに、今回、土砂を入れて嵩上げしたいということで、より良い、作付け条件にしたいということで、問題はないと判断させていただきました。以上です。

○議 長 ありがとうございます。これより、協議案第1号、番号1番と2番について、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。本件は、協議案ですので、町長に意見を付して、報告したいと思

います。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。以上をもちまして、平成29年第9回美瑛町農業委員会総会を閉会いたします。ご苦労さまでございました。

この議事内容は、重複した言葉づかいや明らかな言い直しがあったもの等を整理した上で、総会の顛末として相違ないことを証するため、下記、署名捺印

する。

平成29年10月 日

美瑛町農業委員会長

川崎章道

美瑛町農業委員

上村昌規

美瑛町農業委員

浦島規生